

## 入会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人境を越えて（以下「当法人」という。）定款第7条の規程に基づき、当法人の会員の入会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 会員の種別は次のとおりとする。

(1) 正会員

(2) 賛助会員

ア パートナー会員

障がい当事者、障がい当事者家族、介助者（現役に限る）

イ サポーター会員

パートナー会員以外の者

(入会申込書)

第3条 当法人の会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（正会員は様式1、賛助会員は様式2）を理事長に提出しなければならない。

(入会基準)

第4条 次に掲げる基準をもとに、入会の可否を決定する。正会員については、あらかじめ理事会の承認を必要とする。

(1) 当法人の目的に賛同し、定款の内容及びそれに基づく活動に理解と協力をいただけること。

(2) 組織を不当に攪乱し、又は社会通念上の組織秩序を混乱させる行為を行わないこと。

附 則

この規程は、令和4年 6月 4日から施行する。